

6月中旬通知します

65歳以上の介護保険料変更

市では、必要な時に必要な介護サービスを提供できるように、3年ごとに介護保険料を見直しています。

これにより、今年度から65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は下表のとおりとなりました。

介護保険料は、今年度の住民税課税状況と前年の所得金額に依りて決定し、所得段階を7段階に区分します。

ただし今年度からの住民税の老年者非課税措置の廃止(左下)市・県民税納税料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

なお、今年度の介護保険料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

得金額に依りて決定し、所得段階を7段階に区分します。

ただし今年度からの住民税の老年者非課税措置の廃止(左下)市・県民税納税料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

なお、今年度の介護保険料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

なお、今年度の介護保険料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

なお、今年度の介護保険料の通知書は、6月中旬ごろに発送予定です。

住民税「老年者非課税措置の廃止」に伴って新たに課税世帯となる方の介護保険料

《例1》 公的年金受給額が180万円の70歳ひとり暮らしの方

◇税制改正前は—
「本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超える方」に該当するため、
保険料額=年額27,300円(第3段階)

◇税制改正後は—
「本人が住民税課税で、前年の合計所得額が200万円未満の方」に該当するため、
保険料額=年額52,500円(第5段階)

☆軽減措置として
平成18年度…35,700円(※42,000円×0.85)
19年度…44,100円(※42,000円×1.05)
20年度…52,500円
※42,000円は海老名市の基準額(第4段階)

《例2》 夫の公的年金受給額が220万円、妻の同受給額が90万円の70歳夫婦の世帯の方

[夫の介護保険料] ⇒ 《例1》と同じ

[妻の介護保険料]

◇税制改正前は—
「本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超える方」に該当するため、
保険料額=年額27,300円(第3段階)

◇税制改正後は—
「本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)」に該当するため、
保険料額=年額42,000円(第4段階)

☆軽減措置として
平成18年度…31,920円(※42,000円×0.76)
19年度…36,540円(※42,000円×0.87)
20年度…42,000円
※42,000円は海老名市の基準額(第4段階)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対象となる条件	年額保険料(1カ月あたりの額) 単位:円
1	生活保護者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の方	12,600 (1,050)
2	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	12,600 (1,050)
3	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方	27,300 (2,275)
4	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	42,000 (3,500)
5	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	52,500 (4,375)
6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上で500万円未満の方	65,100 (5,425)
7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	77,700 (6,475)

市・県民税納税通知書を発送

市では、今年度の市・県民税納税通知書を6月上旬に発送します。昨年中に一定の所得のある方が対象です。6月・8月・10月・来年1月の各納期限までに納めてください。

※市・県民税を給与天引きしている法人などには、すでに通知を発送しています。

障害福祉課からのお知らせ

◆配食サービスの利用者募集

市では、障害をお持ちで調理することが困難な65歳未満の方のため1日1回、配食サービスを行います。

▽対象 ①身体障害者手帳3級以上をお持ちの方

②児童相談所または障害者更生相談所で知能指数が75以下と判定された方

③療育手帳をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方

▽内容 昼食または夕食の配食(選択制) ▽料金 1食につき自己負担300円(ほかに市補助350円)

※利用は審査の上、決定します。

☎ 障害福祉課 (☎235・4812)

◆リハビリテーション事業の利用者募集

市では、心身の障害が原因で心身機能が低下し、医療機関での治療後も継続して機能回復訓練の必要な方のため、障害者リハビリテーション事業を実施しています。

▽開設日 土曜日 ▽会場 わかば会館2階 ▽内容 理学療法士や作業療法士による訓練 ▽料金 1回600円(1回1時間程度)

※必ず主治医の指示書を持ち、直接わかば学園へ。

☎ 県央福祉会(☎235・2703) か障害福祉課(☎235・4812)へ。

◆家族教室

市では厚木保健福祉事務所と共催で、心の病気で困りの家族の方を対象に勉強会を開催します。ほかの家族の話の聞いたり話したりしてみませんか。秘密は厳守します。

▽日時 ①6月15日(木) ②7月19日(水) ③9月28日(木) ④11月24日(金)

⑤平成19年1月30日(火) ⑥3月19日(月)の午後1時30分～3時30分 ▽会場 市役所70会議室 ▽対象 家族会に入会していない精神障害者の家族。

☎ 障害福祉課 (☎235・4812)へ。

平成19年度採用市職員を募集

▽職種・人数 ①一般事務職(上級)若干名 ②保健師(中級)若干名

▽受験資格 ①一般事務職(昭和56年4月2日)

60年4月1日に生まれた方 ②保健師(52年4月2日以降に生まれ、保健師資格を有する方または平成19年3月までに取得見込みの方) ▽受験案内と申込用紙の配布期間・場所 6月1日(木)～23日(金)の土・日を除く午前8時30分～午後5時

市役所職員課 ▽願書受付日時・場所 6月30日(金)午前9時～正午・午後1時～5時、7月1日(土)午前9時～正午 市役所401会議室

▽第1次試験日・内容 7月23日(日)・一般事務職(教養・適性試験(大学卒業程度)、保健師(教養・専門試験(短大卒業程度)) ▽第1次試験会場 市立海西中学校(予定)

※第2次試験は第1次合格者を対象に8月中旬予定、第3次試験は第2次合格者を対象に9月以降予定。

※一般事務職(初級)と消防職(上級・初級)についても採用試験を実施予定。詳細は広報えびな8月1日号でお知らせします。

☎ 職員課 (☎235・4502)。



「便利です!」「えびな安心メールサービス」
☎235・4502
〒243-0292 海老名市生活安全課へ